

地域医療構想策定ガイドライン（平成 27 年 3 月）における
医療需要及び必要病床数の推計について

三重県健康福祉部医療対策局

1 平成 37 年（2025 年）の医療需要の推計

(1) 高度急性期・急性期・回復期 (P12～16)

NDBレセプトデータ及びDPCデータの分析

高度急性期入院患者

医療資源投入量 3,000 点～

急性期入院患者

医療資源投入量 600 点～3,000 点

回復期入院患者

医療資源投入量 175 点～600 点 + 回復期リハビリテーション病棟
入院料を算定した患者（一般病床だけではなく療養病床も含む）

医療資源投入量 = 患者の 1 日当たりの診療報酬の出来高点数の合計から入院
基本料相当分・リハビリテーション料の一部を除いたもの

医療需要の推計

・平成 25 年度（2013 年度）の性・年齢階級別の入院受療率

平成 25 年度（2013 年度）の NDBレセプトデータ及び DPC データに
基づき、性・年齢階級別（5 歳刻み）の年間入院患者延べ数（人）を 365（日）
で除して 1 日当たり入院患者延べ数を求め、これを性・年齢階級別の人口で除
して入院受療率とする。

（高度急性期、急性期、回復期ごとに算定）

・平成 37 年（2025 年）の性・年齢階級別推計人口

国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）3 月中位推計）』
を用いる。

・平成 37 年（2025 年）の医療需要（人/日）

・平成 25 年度（2013 年度）の性・年齢階級別の入院受療率

×

・平成 37 年（2025 年）の性・年齢階級別推計人口

（高度急性期、急性期、回復期ごとに算定）

(2) 慢性期・在宅医療等 (P 1 6 ~ 2 1)

一般病床の障害者数・難病患者数

一般病床の障害者数・難病患者数(障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者数) については、慢性期の医療需要として推計する。

療養病床の入院患者数

療養病床の入院患者数のうち、医療区分 1 の患者数の 7 0 % を 在宅医療等 で対応する患者数として推計する。

また、その他の入院患者数については、入院受療率の地域差を解消していくことで、慢性期及び在宅医療等の医療需要としてそれぞれを推計する。

入院受療率の地域差の解消

・ A パターン

入院受療率を全国最小値(県単位で比較した場合の値。(以下「県単位」という。)) にまで低下させる。

・ B パターン

入院受療率について、全国最小値(県単位) との差を一定割合解消させることとするが、全国最大値(県単位) が全国中央値(県単位) にまで低下する割合を用いる。

一般病床の入院患者数のうち医療資源投入量 1 7 5 点未満の患者数

一般病床の入院患者数(回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数を除く。) のうち医療資源投入量が 1 7 5 点未満の患者数については、在宅医療等 で対応する患者数の医療需要として推計する。

在宅患者訪問診療料を算定している患者数

平成 2 5 年(2 0 1 3 年) に在宅患者訪問診療料を算定している患者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに平成 3 7 年(2 0 2 5 年) における性・年齢階級別推計人口を乗ずることによって、在宅医療等の医療需要として推計する。

介護老人保健施設の施設サービス受給者数

平成 2 5 年(2 0 1 3 年) の介護老人保健施設の施設サービス受給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに平成 3 7 年(2 0 2 5 年) における性・年齢階級別推計人口を乗ずることによって、在宅医療等の医療需要として推計する。

2 医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計 (P 2 1 ~ 2 3)
 患者住所地に基づき推計した医療需要
 (当該構想区域に居住する患者の医療需要)

現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数
 (他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの)

都道府県間の と の乖離が大きい場合や都道府県間の医療提供体制の分担が課題になっている場合には、関係する都道府県との間で供給数の増減を調整する必要がある。

少なくとも、平成37年(2025年)の医療需要に対する増減のいずれかがおおむね20%又は1,000人を超える場合は、調整のための協議を行うこととする。

将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数

都道府県は、関係する都道府県や都道府県内の医療関係者との間で供給数の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数()を確定することとする。

平成37年(2025年)の必要病床数

将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数()を病床稼働率で除して得た数を、平成37年(2025年)の必要病床数()とする。

病床稼働率は、高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期92%とする。

(イメージ)

	患者住所地に基づき推計した医療需要 (人/日)	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数 (人/日)	将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数 (人/日)	病床稼働率	必要病床数 (床)
高度急性期				0.75	
急性期				0.78	
回復期				0.90	
慢性期				0.92	
在宅医療等					
計					